

養育費確保をサポートします！

多摩市養育費確保



支援補助金



養育費を確保するための取り決めを促し、継続して養育費を受け取れるよう、手続きに係る費用補助を行います。まずは、お気軽にお問合せください。

以下の費用の全部又は一部を助成します。

- 養育費の取り決めに関する公正証書作成に要する費用
- 養育費に関する家庭裁判所の調停又は裁判の手続きに要した費用

補助上限額

50,000円

※調停・裁判等の弁護士・行政書士等の報酬は、補助対象外



問合せ先

多摩市役所 子ども青少年部 子ども・若者政策課

手当・医療・相談担当

042-338-6833 (直通)

裏面へ



補助対象者

多摩市に住所を有するひとり親等のうち、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 養育費の取決めの対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいう。）と同居し、扶養している方
- (2) 養育費の取決めや取得に要する費用を負担している方

過去に同一案件で多摩市又は他自治体から、同補助金を受給している方は、交付対象外です。

申請方法

1 相談

子ども・若者政策課へ事前に電話予約のうえ、担当までご相談ください。



2 補助金の申請・請求

養育費の取決めに関する文書を作成した日の翌月の初日から、6か月以内に、補助金の交付申請と請求を行ってください。

- (1) 多摩市養育費確保支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- (2) 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (3) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 養育費の取決めに関する公正証書または調停証書、審判書若しくは判決書、和解調書等の写し
- (6) 本人確認書類（写真つき1点、写真なし2点）

(4)、(5) 添付資料の具体例

家庭裁判所の裁判・審判・調停	公正証書の作成
<ul style="list-style-type: none">・収入印紙代の領収書の写し・戸籍謄本等取得の領収書の写し・連絡用切手代の領収書の写し・調停証書、審判書、判決書、和解調書・の写し ※全文が記載されているもの	<ul style="list-style-type: none">・公証人手数料の領収書の写し・連絡用切手代の領収書の写し・公正証書の写し ※全文が記載されているもの



3 交付決定

補助金の交付申請後、市が補助金の審査をし、交付決定した場合、多摩市養育費確保支援補助金交付決定通知書にて、通知します。

4 交付

交付決定後、交付申請時に指定された口座に、補助金が振り込まれます。

